



質問

保管口座から自動振替（又は送金）により支払いできる費用に制限はありますか。

- 例） ・ 公共料金（上下水道、電気、電話等）
- ・ 保守メンテナンス費（EV点検、自動ドア点検等）。



回答

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントの募集結果について」の(1)－6に記載してあるとおり、公共料金・保守メンテナンス費などを、各管理組合の判断により管理費等の残額が移換された保管口座から自動振替等の方法により払出をする場合は、マンション管理者によるリスクも考えられないため、保管口座からの出金も認められています。

しかし、改正趣旨では保管口座は主に修繕積立金等金銭を保管し、収納口座は日常的な管理費用を支払うものとしていることから、まずはこれに即して対応すべきです。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントの募集結果について (PDFリンク先)

<http://www.mlit.go.jp/common/000039181.pdf>

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。